

令和5年7月19日

株主各位

東京都台東区浅草橋3丁目34番10号
ドヌール浅草橋202
株式会社サハダイヤモンド
代表取締役 今野康裕

株式併合に伴い発生する単位株未満株式の買い取り・買い増し請求のお知らせ

当社は令和5年6月30日開催の第58回定時株主総会において、当社普通株式10,000株を1株に併合する株式併合が承認・可決され、令和5年7月10日に弊社ホームページ上においてその旨を公告し、令和5年7月31日を効力発日とすることをお知らせしております。

つきましては今回の株主併合で発生する単位株未満株式（単位株は100株です）等の当社に対する買い取り・買い増し請求につき、以下の通りご案内いたします。

令和5年7月18日現在における当社の総株主数は31,997名、総発行株式数は419,172,137株（72,920株の自己株を含む）であります。今回の株式併合により総発行株式数が41,917株、発行可能株式数が62,800株となります。

1 今後の対応（ケース1）

今回の株式併合により、現在の保有株式が10,000株未満である28,779名（全体の89.9%）の株主様が保有する合計19,103,676株（同4.56%）の株式は1株未満となり、株主様および株式としての効力を失います。

この株主様および株式については、会社法第235条の規定による当社の一括買い取り、その割合による分配の方法があります。しかし当社において慎重に検討いたしました結果、膨大な数の該当する株主様がいらっしゃるため各株主様への分配も微小な金額となり、株主様にコス



トをご負担いただいて実行しても経済的合理性を見いだせないため、見送ることとさせていただきます。

せめてもの対応といたしまして、今回の株式併合で保有株式が 1 株未満となった株主様も、引き続き当社株主名簿に記載させていただきます。どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2 今後の対応 (ケース 2)

今回の株式併合により、現在の保有株式が 10,000 株以上～1,000,000 株未満である 3,182 名 (全体の 9.94%) の株主様が保有する合計 160,540,654 株 (同 38.3%) の株式は 1 株以上～100 株未満となり、株式としての価値は残りますが、今後の株主総会への出席等の株主としての権利は消滅いたします。

この株主様および株式については、会社法第 192 条第 1 項の規定による単位株未満株式の当社への買い取り請求、および会社法第 194 条第 1 項の規定による単位株への買い増し請求を、以下の方法で受け付けます。

買い増しにより単位株となった株主様の株主としての権利は回復いたします。

今回の株式併合で単位株未満株式と 1 株未満株式を同時に保有する株主様も出ます。その対応として 1 株未満株式もゼロ円で同時に買い取り請求していただくか、株未満株式だけ今後も保有されるか (株主名簿への記載は残ります)、どちらでも対応させていただきます。

また買い増し請求の場合、1 株未満のお申込みは出来ないため、単位株と 1 株未満株式の保有となることご了承ください。

買い取りおよび買い増し期間 令和 5 年 8 月 1 日～同年 8 月 31 日 (期間厳守)

買い取りおよび買い増し価格 併合前の 1 株=0.07 円とします。
実際は併合後の 1 株=700 円で実施します。



- 取り扱い手数料 1株主様当たり一律 1100円（消費税込み）
買い取り請求の場合は、売却代金から差し引かせて頂きます。
買い増し請求の場合は、買い付け代金に加えてお支払い下さい。
- 買い取り請求のお申し込み方法 添付の「買い取り請求書」にご記入の上、ir@sakha.co.jpもしくは FAX にてお申し込み下さい。
当社の処理が完了次第、ご指定の口座に送金します。
送金手数料は当社負担といたします。
併合後株数が1株の株主様は手数料で赤字となりますが、送金金額ゼロ円で受理させていただきます。
- 買い増し請求のお申し込み方法 添付の「買い増し請求書」にご記入の上、ir@sakha.co.jpもしくは FAX にて申込み下さい。折り返し当社から必要金額をお知らせしますので3営業日以内にご送金下さい。
送金手数料は株主様負担でお願いします。当社処理が完了次第、保有株式数をメールまたは FAX にてご通知します。
- 買い取り請求、買い増し請求とも、添付の記入例を参考にして下さい。
またお問い合わせはすべてメール（ir@sakha.co.jp）にお送りください。

3 今後の対応（ケース3）

今回の株式併合後も、現在の保有株式が1,000,000株以上である36名（全体の0.11%）の株主様が保有する239,454,887株（同57.1%）の株式は単位株の100株以上となり、引き続き株主としての権利は維持されます。

この株主様が同時に保有する単位株未満株式と1株未満株式は、ケース2と全く同じ買い取り請求と買い増し請求の対象となります。同じように1株未満の買い増しはできません。



添付の「買い取り請求書」または「買い増し請求書」にご記入の上、ケース 2 と同じようにお申込み下さい。

4 今後の対応 (ケース 4)

すべての株主様へのご連絡となりますが、単位株以上（併合後の 100 株以上、100 株単位）のお買付け・ご売却は、この買い取り請求と買い増し請求とは全く別処理となりますが、この際、できるだけご希望に沿いたいと考えております。

ただ当社は利益準備金がマイナスであるため通常の自社株買いができず、単位株以上のお買付け・ご売却に、すぐに対応することができません。

そこで今回、せっかくの機会ですので、全ての株主様から単位株以上のお買付け、ご売却のご意向を伺い、できるだけマッチングさせたいと考えております。そこで以下のメール（ir@sakha.co.jp）の出来るだけ具体的にご要望をお送りください。個別に対応させていただきます。

ただし、今回の買い取り請求と買い増し請求は、当社の令和 5 年 3 月 31 日日時点の純資産から、併合前の 1 株=0.07 円、併合後の 1 株=700 円といたしました。しかし当社の株価は 2016 年に上場廃止となった時点の終値が 1 円（併合後の 10,000 円）だったため、今回の単位株未満の買い取り、買い増し価格近辺で売却される株主様はおられません。

やはり上場廃止時の最終価格だった 1 円（併合後の 10,000 円）に近い価格が、現実的なマッチング価格となるような気がいたします。

この辺をご参考に、ご要望、ご意見をお寄せください。お待ちしております。

以上

